

学科教本 統合版 改訂表

(令和 5・7・1 改訂版 ★ 対応)

P.301

『**Pick up** **ピックアップ** くるま しようしゃ あんぜんうんでんかんりしゃ あんぜんうんでんかんりしゃ ぎ む 車の使用者、安全運転管理者などの義務』中、『(2) 安全運転管理者など』の本文を以下のように変更します。

『②』 12行目：●運転者に対し、その運転の前後において
酒気帯びの有無を目視等で確認し、確認
の内容を記録、保存すること。



●運転者に対し、その運転の前後において
酒気帯びの有無を目視等で確認し、確認
の内容を記録、保存するほか、アルコール
検知器を用いて確認し、その記録を一年間
保存するとともに、アルコール検知器を
常時有効に保持すること。